

秋田県公報

目 次	ページ
告示	
地方拠点都市地域の変更(二〇五・市町村課)	1
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(二〇六、二〇七・横手保健所)	1
結核予防法による医療機関の指定(二〇八、二〇九・横手保健所)	1
飼料の試験の結果の概要の公表(二一〇・農畜産振興課)	1
保安予定森林の指定通知(二一一・森林整備課)	3
都市計画の変更による送付図書の縦覧(二一二～二一五・都市計画課)	4
都市計画事業の事業計画の変更の認可(二一六・秋田地域振興局建設部)	4
公告	
特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(情報企画課)	5
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室)	5
土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)	5
市町村営土地改良事業の施行の同意(北秋田地域振興局農林部)	5
土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部)	5
土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)	5
土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)	5
土地改良区の合併の認可(平鹿地域振興局農林部)	6
公安委員会告示	
教習指導員審査の実施(大型二種・普通二種)	6
技能検定員審査の実施(大型二種・普通二種)	6
教習指導員審査の実施(普通・大特・大自二・普自二・牽引)(五一)	7

告 示

○技能検定員審査の実施(普通・大特・大自二・普自二・牽引)(五一)……………8

秋田県告示第二百五五号

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり地方拠点都市地域を変更する。
平成十九年四月六日

秋田県知事 寺田典城

米代川流域地方拠点都市地域の区域	
変更前	変更後
能代市、大館市及び鹿角市並びに鹿角郡小坂町、北秋田郡鷹巣町、比内町、森吉町、田代町及び合川町並びに山本郡琴丘町、二ツ井町、八森町、山本町、藤里町、八竜町及び峰浜村の区域	能代市、大館市、鹿角市及び北秋田市並びに鹿角郡小坂町並びに山本郡藤里町、三種町及び八峰町の区域

秋田県告示第二百六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。
平成十九年四月六日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞退年月日
齋太薬局 駅前店	横手市駅前町二番五号	平成十九年三月三十一日
ヤスコシティ内	ジ	

秋田県告示第二百七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、

結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。
平成十九年四月六日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞退年月日
平鹿総合病院	横手市駅前町一番三十号	平成十九年三月三十一日

秋田県告示第二百八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。
平成十九年四月六日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指定年月日
さいた薬局よこて町店	横手市横手町四の口四十二番地	平成十九年三月二十六日

秋田県告示第二百九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。
平成十九年四月六日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指定年月日
平鹿総合病院	横手市前郷字八ツ口三番一	平成十九年四月一日

秋田県告示第二百十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八

年法律第三十五号)第五十六條第二項の規定により平成十九年二月に収去した飼料の試験結果の概要を、同條第七項の規定に基づき、次のとおり公表する。
平成十九年四月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

1 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び内容
㈱オールソフン東日本工場 宮城県石巻市	由利本荘市 J A秋田しんせい本荘資材センター	幼齢肉用牛育成用配合飼料	オールソフン子牛育成	19年1月	有害重金属—カドミウム、鉛 動物性飼料—肉骨粉	無
北日本くみあい飼料 ㈱石巻工場 宮城県石巻市	由利本荘市 J A秋田しんせい本荘資材センター	ほ乳期子牛育成用・若齢牛育成用配合飼料	くみあい標準配合飼料モーターレットグリーン	18年11月	有害重金属—カドミウム、鉛 動物性飼料—肉骨粉	無
中部飼料㈱八戸工場 青森県八戸市	大仙市大曲 ㈱藤久商店	成鶏飼育用配合飼料	ワル中印成鶏飼育用配合飼料レイヤーC17	18年12月	有害重金属—カドミウム、鉛	無
中部飼料㈱八戸工場 青森県八戸市	大仙市大曲 ㈱藤久商店	乳牛用飼育用配合飼料	ワル中印乳牛飼育用配合飼料αトライバランズ50	19年1月	有害重金属—カドミウム、鉛 動物性飼料—肉骨粉	無
中部飼料㈱八戸工場 青森県八戸市	横手市平鹿町 北日本物産㈱	肉用牛肥育用配合飼料	ワル中印肉用牛肥育用配合飼料α和牛らんど・仕上	18年12月	有害重金属—カドミウム、鉛 動物性飼料—肉骨粉	無
中部飼料㈱八戸工場 青森県八戸市	横手市平鹿町 北日本物産㈱	ほ乳期子牛育成用配合飼料	ワル中印ほ乳期子牛育成用配合飼料あゆみ	18年12月	有害重金属—カドミウム、鉛 動物性飼料—肉骨粉	無
北日本くみあい飼料 ㈱石巻工場 宮城県石巻市	雄勝郡羽後町 J Aこまち高瀬 売店	肉牛繁殖・若齢牛育成用配合飼料	くみあい配合飼料母子兼用強いぎずな	19年1月	有害重金属—カドミウム、鉛 動物性飼料—肉骨粉	無
北日本くみあい飼料 ㈱石巻工場 宮城県石巻市	雄勝郡羽後町 J Aこまち高瀬 売店	肉用牛肥育用配合飼料	くみあい配合飼料秋田牛匠前期	18年12月	有害重金属—カドミウム、鉛 動物性飼料—肉骨粉	無

注) 飼料の名称欄中「S」は、法第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。

2 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要											違反の内容			
				粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	カルシウム(%)	リン(%)	揮発性窒素(%)	水溶性窒素(%)	ペクチン消化率(%)	T D N (%)	ME (kcal/kg)		その他検査		
株式会社 由利本荘市 JA秋田しんせい本荘資材センター	由利本荘市 JA秋田しんせい本荘資材センター	オールインワン子牛育成	19年1月	(以上) (15.0)	(以上) (2.0)	(以下) (15.0)	(以下) (10.0)	(以上) (0.60)	(以上) (0.60)	(以上) (0.30)	—	—	—	—	—	—	—	無
株式会社 由利本荘市 JA秋田しんせい本荘資材センター	由利本荘市 JA秋田しんせい本荘資材センター	くみあい標準配合飼料モーターグリー	18年11月	(16.5)	(3.0)	(10.0)	(7.0)	(0.60)	(0.60)	(0.40)	—	—	—	—	—	—	—	無
株式会社 大曲 久藤商店	大曲 久藤商店	マリン中印成鶏飼育用配合飼料レイトーC	18年12月	(17.0)	(3.5)	(6.0)	(14.5)	(3.50)	(3.50)	(0.45)	—	—	—	—	—	—	—	粗たん白質不足 カルシウム不足
株式会社 大曲 久藤商店	大曲 久藤商店	マリン中印乳用牛飼育用配合飼料αトライフ	19年1月	(16.0)	(2.0)	(5.0)	(10.0)	(0.20)	(0.20)	(0.30)	—	—	—	—	—	—	—	無
株式会社 横手市平鹿町 北日本物産	横手市平鹿町 北日本物産	マリン中印肉用牛肥育用配合飼料α和牛らんど仕上	18年12月	(12.0)	(1.5)	(10.0)	(10.0)	(0.20)	(0.20)	(0.20)	—	—	—	—	—	—	—	無
株式会社 横手市平鹿町 北日本物産	横手市平鹿町 北日本物産	マリン中印乳用牛肥育用配合飼料あゆみ	18年12月	(20.0)	(2.0)	(10.0)	(10.0)	(0.60)	(0.60)	(0.40)	—	—	—	—	—	—	—	無
株式会社 雄勝郡羽後町 JAこまち高瀬売店	雄勝郡羽後町 JAこまち高瀬売店	くみあい配合飼料母子兼用強いぎすな	19年1月	(16.0)	(2.0)	(15.0)	(10.0)	(0.80)	(0.80)	(0.30)	—	—	—	—	—	—	—	無
株式会社 北日本くみあい飼料 石巻工場 宮城県石巻市	雄勝郡羽後町 JAこまち高瀬売店	くみあい配合飼料秋田牛匠前期	18年12月	(15.5)	(2.0)	(10.0)	(10.0)	(0.45)	(0.45)	(0.45)	—	—	—	—	—	—	—	無

※上段()内数字は業者表示値

秋田県告示第二十一号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十

条の規定に基づき、告示する。

平成十九年四月六日

秋田県知事 寺田典城

(一) 保安林予定森林の所在場所

大館市比内町小坪沢字才ノ神一の一、山本郡八峰町峰浜石川字一ノ渡七九の四、字寺立五の一

(二) 指定の目的 水源のかん養
指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
イ 字才ノ神一の一・字一ノ渡七九の四(以上二筆についで次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな
い。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木
の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(二) 保安林予定森林の所在場所

仙北郡美郷町千屋鎌取沢一の一、二の二、二の三、二の
七、二の八、字大台野一の一、一の一〇

(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
イ 字鎌取沢一の一・二の二・三・七・二の八・
字大台野一の一・一の一〇(以上七筆について次の図に
示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな
い。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木
の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(二) 保安林予定森林の所在場所

湯沢市皆瀬字上生内九四、一〇七(次の図に示す部分に限
る。)

(二) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(二) 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木
の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関
係書類を農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局農林部、山本
地域振興局農林部、仙北地域振興局農林部、雄勝地域振興局農林
部並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第二百十二号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項にお
いて準用する同法第二十条第一項の規定により、横手市長から都
市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則
(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、
次のとおり公告する。
平成十九年四月六日

一 縦覧に供すべき図書
横手都市計画下水道(横手市公共下水道(横手地域))の変
更の総括図、計画図及び計画書
二 縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第二百十三号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項にお
いて準用する同法第二十条第一項の規定により、横手市長から都
市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則
(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、
次のとおり公告する。
平成十九年四月六日

一 縦覧に供すべき図書
横手都市計画下水道(横手市公共下水道(横手地域))の変
更の総括図、計画図及び計画書
二 縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第二百十四号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項にお
いて準用する同法第二十条第一項の規定により、横手市長から都
市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則
(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、
次のとおり公告する。
平成十九年四月六日

一 縦覧に供すべき図書
十文字都市計画下水道(横手市公共下水道(十文字地域))
の変更の総括図、計画図及び計画書
二 縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第二百十五号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項にお
いて準用する同法第二十条第一項の規定により、横手市長から都
市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則
(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、
次のとおり公告する。
平成十九年四月六日

一 縦覧に供すべき図書
増田都市計画下水道(横手市公共下水道(増田地域))の変
更の総括図、計画図及び計画書
二 縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第二百十六号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規
定により、都市計画法事業の変更を認可したので、同条
第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、
次のとおり告示する。
平成十九年四月六日

一 施行者の名称 秋田市
二 都市計画事業の種類及び名称
秋田都市計画公園事業 4・4・1 北野田公園
三 事業施行期間
平成十四年二月十四日から平成二十年三月三十一日まで
四 事業地

(一) 収容の部分
変更なし
(二) 使用の部分
変更なし

(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、
次のとおり公告する。
平成十九年四月六日

秋田県告示第二百十五号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項にお
いて準用する同法第二十条第一項の規定により、横手市長から都
市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則
(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、
次のとおり公告する。
平成十九年四月六日

一 縦覧に供すべき図書
横手都市計画下水道(横手市公共下水道(横手地域))の変
更の総括図、計画図及び計画書
二 縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第二百十六号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規
定により、都市計画法事業の変更を認可したので、同条
第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、
次のとおり告示する。
平成十九年四月六日

一 縦覧に供すべき図書
平鹿都市計画下水道(横手市公共下水道(平鹿地域))の変
更の総括図、計画図及び計画書
二 縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第二百十七号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規
定により、都市計画法事業の変更を認可したので、同条
第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、
次のとおり告示する。
平成十九年四月六日

一 施行者の名称 秋田市
二 都市計画事業の種類及び名称
秋田都市計画公園事業 4・4・1 北野田公園
三 事業施行期間
平成十四年二月十四日から平成二十年三月三十一日まで
四 事業地

(一) 収容の部分
変更なし
(二) 使用の部分
変更なし

秋田県告示第二百十八号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規
定により、都市計画法事業の変更を認可したので、同条
第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、
次のとおり告示する。
平成十九年四月六日

告 示

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成十七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十九年四月六日

秋田県知事 寺田典城

一 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
給与関係業務のクライアントサービスに伴うシステム開発委託

託 一式

二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
秋田県学術国際部情報企画課 秋田市山王三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日
平成十九年三月二十九日

四 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社 日立情報システムズ秋田支店 支店長 東海林文夫

五 随意契約に係る契約金額
三億一千三百四十八万八千円

六 随意契約の理由
地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成十七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号の規定に該当するため。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年四月六日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあった年月日
平成十九年三月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人地球ぼうえい隊

三 代表者の氏名
金 由美子

四 主たる事務所の所在地
秋田県にかほ市象潟町字家ノ後三十六番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、広くグローバルな視点を持って、さまざまな人と人がコミュニケーションを通じて、それぞれの人たちの持つ、経済活動や環境破壊などによって引き起こされる苦痛、痛みや障碍等に少しでも共感し受容できるように努めるとともに、気分が少しでも和らぐような空間を創造し、誰しもが生きいきと楽しく生活するための機会や学びの場を提案・提供及び支援をすること、結果としてよりよい地域社会の形成の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年四月六日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあった年月日
平成十九年三月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人男鹿あゆみの会

三 代表者の氏名
天野 鐵博

四 主たる事務所の所在地
秋田県男鹿市船川港船川字片田七十四番地

五 定款に記載された目的
この法人は、地域の障害を持つ人達に対して、社会復帰と自立の向上を目指すための支援に関する事業を行い、創作的活動及び生産活動の場を提供して作業訓練等を通じ、健康の増進と社会参加を図るとともに安心して暮らすことの出来る地域の福祉向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年四月六日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあった年月日
平成十九年三月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人秋田県スノーフィン指導協会

三 代表者の氏名

子吉 和典

四 主たる事務所の所在地
秋田市広面字野添六十六番地

五 定款に記載された目的
この法人は、県民の老若男女にたいして、健康な体作りと自然環境保全保護に関する事業を行い豊かで充実した環境作りに寄与することを目的とする。

六 定款の変更内容

(一) 法人の名称の変更
(二) 目的の変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大館市麓西土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年三月三十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年四月六日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、大館市から協議があった土地改良事業(笹館地区基盤整備促進事業)の施行について、平成十九年三月三十日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年四月六日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、三種町泉八日土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年三月三十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年四月六日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、新城川土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年三月二十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年四月六日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項

の規定により、次の土地改良区から申請があった定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年四月六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大仙市協和小種土地改良区
認可年月日 平成十九年三月三十日
- 二 仙北市黒倉堰土地改良区
認可年月日 平成十九年三月三十日

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十二条第二項の規定により、平成十九年四月一日土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十九年四月六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 合併後を継ぐる土地改良区
秋田県能代川水系土壌改良区
- 二 合併により継続した土地改良区
川七輪谷沢町土壌改良区

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第49号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成19年4月6日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

- 1 教習指導員審査の種類
 - (1) 教習指導員審査（大型二種）
 - (2) 教習指導員審査（普通二種）
- 2 教習指導員審査の期日及び場所
 - (1) 期日
平成19年5月7日（月）午前9時から
 - (2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号
秋田県警察運転免許センター
- 3 教習指導員審査の申請手続
 - (1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者については、大型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（大型）を、教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者については、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（普通）を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第5項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

- (2) 申請書の受付期間及び受付時間
平成19年4月9日（月）から同年4月13日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。

4 審査手数料

(1) 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、12,550円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,550円から同表右欄の教習指導員審査（大型二種、普通二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	教 習 指 導 員 審 査 (大型二種、普通二種)に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,900円
2 技能教習に必要な教習の技能	2,050円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行に係る法令その他の知識	2,850円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、8,950円を減ずる。

2 審査細目の1、2及び3に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、11,800円

を減ずる。

(2) 納付方法

- 審査申請書提出の際、秋田県紙紙により納付すること。
- 審査についての問い合わせ先
秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係
(電話018-823-7740)

秋田県公安委員会告示第50号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公告する。

平成19年4月6日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

- 1 技能検定員審査の種類
 - (1) 技能検定員審査（大型二種）
 - (2) 技能検定員審査（普通二種）
- 2 技能検定員審査の期日及び場所
 - (1) 期日
平成19年5月7日（月）午前9時から
 - (2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号
秋田県警察運転免許センター
- 3 技能検定員審査の申請手続
 - (1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、技能検定員（大型二種）を受けようとする者については、大型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（大型）を、技能検定員（普通二種）を受けようとする者については、普通自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（普通）を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当することであることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間
平成19年4月9日（月）から同年4月13日（金）までの

4 審査手数料
午前8時30分から午後5時までとする。

(1) 技能検定員審査(大型二種)を受けようとする者又は技能検定員審査(普通二種)を受けようとする者は、22,050円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ22,050円から同表右欄の技能検定員審査(大型二種・普通二種)に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

1	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能検定員審査(大型二種・普通二種)に係る額
2	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	8,250円
3	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,850円
4	技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,300円
備考	審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、15,150円を減ずる。	

(2) 納付方法
審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先
秋田県警察本部交通部運転免許センター 教習所係
(電話018-823-7740)

秋田県公安委員会告示第51号
道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成19年4月6日
秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査(普通)
- (2) 教習指導員審査(大特)
- (3) 教習指導員審査(大白二)
- (4) 教習指導員審査(普白二)
- (5) 教習指導員審査(牽引)

2 教習指導員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日
平成19年5月8日(火)午前9時から

(2) 場所

- 秋田市新屋南浜町12番1号
秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

- (1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができるとする運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第4項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成19年4月9日(月)から同年4月13日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

- 秋田市新屋南浜町12番1号
秋田県警察本部交通部運転免許センター 教習所係

4 審査手数料

(1) 教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては、12,150円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,150円から同表中欄の教習指導員審査(普通)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては、9,850円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ9,850円から同表右欄の教

習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

1	教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,100円	教習指導員審査(普通)に係る額	教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査に係る額
2	技能教習に必要な教習の技能	1,350円		
3	学科教習に必要な教習の技能	1,250円		
4	教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	1,250円		
5	自動車教習所に関する法令についての知識	1,250円		
6	教習指導員として必要な教育についての知識	1,200円		

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては6,350円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては4,000円を減ずる。

2 審査細目の4及び5に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては2,600円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては2,650円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては

11,400円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,100円を減ずる。

- (2) 納付方法
審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。
5 審査についての問い合わせ先
秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係
(電話018-823-7740)

秋田県公安委員会告示第52号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公告する。
平成19年4月6日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

- 1 技能検定員審査の種類
 - (1) 技能検定員審査(普通)
 - (2) 技能検定員審査(大特)
 - (3) 技能検定員審査(大自二)
 - (4) 技能検定員審査(普自二)
 - (5) 技能検定員審査(牽引)
- 2 技能検定員審査開始の期日及び場所
 - (1) 期日
平成19年5月9日(水)午前9時から
 - (2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号
秋田県警察運転免許センター
- 3 技能検定員審査の申請手続
 - (1) 申請手続
ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車運転することができるとする運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1

項第1号、第2号又は第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。
(2) 申請書の受付期間及び受付時間
平成19年4月9日(月)から同年4月13日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。

- (3) 申請書の提出場所
秋田市新屋南浜町12番1号
秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係
- 4 審査手数料

(1) 技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては、20,500円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ20,500円から同表右欄の技能検定員審査(普通)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては、14,750円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ14,750円から同表右欄の技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審査細目	技能検定員審査(普通)に係る額	技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	3,950円	1,450円
2 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法	6,750円	2,450円
3 教則の内容となつてゐる事項	1,900円	2,200円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	1,900円	2,200円
5 技能検定の実施に関する知識	1,950円	2,100円

6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,000円	2,050円
-----------------------	--------	--------

備考
1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては11,650円、技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては5,050円を減ずる。
2 審査細目の3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては4,100円、技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては4,750円を減ずる。
3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては19,700円、技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては13,950円を減ずる。

- (2) 納付方法
審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。
5 審査についての問い合わせ先
秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係
(電話018-823-7740)

発行者 秋 田 県
秋田中山王四丁目一線一号
電話 823-7740 FAX 823-7740
E-mail: matsubarara@matsubararansu.co.jp

印刷所
印刷者

秋田中山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 823-7740 FAX 823-7740
E-mail: matsubarara@matsubararansu.co.jp
秋田中山王七丁目五番二十九号 松原 繁 雄

